

# 入所 利用料金表

介護老人保健施設クレオ

2021年4月1日改正

## 【一般棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示）※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり（単位）			30日あたり（単位）		30日あたり 合計額(円)
	施 設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	介護職員 処遇改善 加 算	介護職員等 特定処遇 改善加算	
要介護1	714	18	24	885	476	24,691
要介護2	759			937	505	26,160
要介護3	821			1,010	544	28,185
要介護4	874			1,072	577	29,916
要介護5	925			1,131	609	31,581

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外（円）

居室タイプ	1日あたり（円）					30日あたり 合計額(円)
	個室料	居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
A室（31室）	1,500	1,640	1,680	150	289	157,770
B室（6室）	1,700					163,770
C室（5室）	2,100					175,770
D室（7室）	2,300					181,770
E室（1室）	2,700					193,770

## ■30日あたり一般棟合計金額（円）

	A室	B室	C室	D室	E室
要介護1	182,461	188,461	200,461	206,461	218,461
要介護2	183,930	189,930	201,930	207,930	219,930
要介護3	185,955	191,955	203,955	209,955	221,955
要介護4	187,686	193,686	205,686	211,686	223,686
要介護5	189,351	195,351	207,351	213,351	225,351

## 【認知棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示）

※「1単位=10.27円」として算出

	1日あたり（単位）			30日あたり（単位）		30日あたり 合計額(円)
	施 設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	認知症 ケア加算	介護職員 処遇改善 加 算	
要介護1	714	18	24	76	973	27,172
要介護2	759				1,026	28,642
要介護3	821				1,099	30,668
要介護4	874				1,161	32,398
要介護5	925				1,220	34,063

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外（円）

1日あたり（円）				30日あたり 合計額(円)
居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
1,640	1,680	150	289	112,770

## ■30日あたり 認知棟合計金額（円）

要介護1	139,942
要介護2	141,412
要介護3	143,438
要介護4	145,168
要介護5	146,833

- ◆サービス提供体制強化加算(II)：介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算：夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆介護職員処遇改善加算：利用総単位数の3.9%に相当する単位を加算。
- ◆介護職員等特定処遇改善加算：利用総単位数の2.1%に相当する単位数を加算。
- ◆認知症ケア加算：厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、日常生活に支障を来すおそれのある症状や行動が認められる認知症の入所者に対しサービスを提供している場合に算定。

# その他、主な加算料金 (該当時に加算されます)

加 算 項 目	加 算 要 件	金 額
介護保険該当分 ◆ 1割負担額を表示◆	外泊時負担金 居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定(初日・最終日を除く)	372円/日
	初期加算 入所した日から起算して30日間を限度として算定	31円/日
	短期集中／認知症短期集中リハビリーション実施加算 入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合(認知症短期集中は専門的医師により認知症と診断されていること、週3回を限度とすることを要件に追加)	247円/日
	療養食加算 医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	7円/食
	経口移行加算 経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	29円/日
	経口維持加算(I) 摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	411円/月
	経口維持加算(II) 上記(I)に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	103円/月
	再入所時栄養連携加算 入院後、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった方に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理の調整をした場合	206円/回
	栄養マネジメント強化加算 医師・看護師・管理栄養士が共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察・調整の実施と厚生労働省へ栄養状態等の情報提出、情報の活用を行った場合	12円/日
	排せつ支援加算(I) 排泄に介護を要する利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	11円/月
	排せつ支援加算(II) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	16円/月
	排せつ支援加算(III) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	21円/月
	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	3円/月
	褥瘡マネジメント加算(II) (I)に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	14円/月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	34円/月
	所定疾患施設療養費(I) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎を発症した際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(1カ月に7日間を限度に算定)	246円/日
	所定疾患施設療養費(II) (I)に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合(1カ月に10日間を限度に算定)	493円/日
	科学的介護推進体制加算(I) 入所者の心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	41円/月
	科学的介護推進体制加算(II) (I)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	62円/月
	自立支援促進加算 医師が行った自立支援に必要な医学的評価をもとに、多職種共同で支援計画の作成、ケアの提供、見直しを行うとともに、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	309円/月
	安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所中1回を限度に算定)	21円/回
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 在宅復帰率・ベッド回転率、居宅サービス実施数、訪問指導割合等、在宅支援の状況が一定の要件を満たしている場合	35円/日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) 高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師または薬剤師が、かかりつけ医との合意のもと、服薬調整と情報提供を行った場合	103円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (I)に加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	247円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(III) (I)(II)に加え、施設医師とかかりつけ医が共同し、多剤投与(6種類以上)の入所者に対し、入所時の処方内容から1種類以上減少した場合	103円/回
	入所前後訪問指導加算 入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行った場合 ＊入所前後訪問指導加算(I)(463円/回) ＊入所前後訪問指導加算(II)(493円/回)	
	入退所前連携加算 居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サービス等の調整をおこなった場合(Iは入所予定期間後30日の期間にも連携をとった場合) ＊入退所前連携加算(I)(617円/回) ＊入退所前連携加算(II)(411円/回)	
	退所時等支援加算 退所時に該当するものを実施した場合 ＊退所時情報提供加算(514円/回) ＊訪問看護指示加算(309円/回)	
自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実費

※上記の加算には、所定単位数に別途 「介護職員処遇改善加算(3.9%)」「介護職員等特定処遇改善加算(2.1%)」が加算されます。

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿った料金(居住費・室料など)が発生します。

# 入所 利用料金表 【第2段階】

介護老人保健施設クレオ

2021年4月1日改正

## 【一般棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示） ※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり（単位）		30日あたり（単位）		30日あたり 合計額(円)	
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	介護職員 処遇改善 加 算		
要介護1	714	18	24	885	476	24,691
要介護2	759			937	505	26,160
要介護3	821			1,010	544	28,185
要介護4	874			1,072	577	29,916
要介護5	925			1,131	609	31,581

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外（円）

居室タイプ	1日あたり（円）					30日あたり 合計額(円)
	個室料	居住費	食 費	教養娛樂費	日用品費 (外部委託)	
A室（31室）	1,500	490	390	150	289	84,570
B室（6室）	1,700					90,570
C室（5室）	2,100					102,570
D室（7室）	2,300					108,570
E室（1室）	2,700					120,570

## ■30日あたり一般棟合計金額（円）

	A室	B室	C室	D室	E室
要介護1	109,261	115,261	127,261	133,261	145,261
要介護2	110,730	116,730	128,730	134,730	146,730
要介護3	112,755	118,755	130,755	136,755	148,755
要介護4	114,486	120,486	132,486	138,486	150,486
要介護5	116,151	122,151	134,151	140,151	152,151

## 【認知棟】

### ◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示）

※「1単位=10.27円」として算出

	1日あたり（単位）			30日あたり（単位）		30日あたり 合計額(円)	
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	認知症 ケア加算	介護職員 処遇改善 加 算		
要介護1	714	18	24	76	973	524	27,172
要介護2	759				1,026	553	28,642
要介護3	821				1,099	592	30,668
要介護4	874				1,161	625	32,398
要介護5	925				1,220	657	34,063

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外（円）

### 1日あたり（円）

居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	30日あたり 合計額(円)
490	390	150	289	39,570

## ■30日あたり

### 認知棟合計金額（円）

要介護1	66,742
要介護2	68,212
要介護3	70,238
要介護4	71,968
要介護5	73,633

- ◆サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算：夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆介護職員処遇改善加算：利用総単位数の3.9%に相当する単位を加算。
- ◆介護職員等特定処遇改善加算：利用総単位数の2.1%に相当する単位数を加算。
- ◆認知症ケア加算：厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、日常生活に支障を来すおそれのある症状や行動が認められる認知症の入所者に対しサービスを提供している場合に算定。

# その他、主な加算料金 (該当時に加算されます)

加算項目	加算要件	金額
介護保険該当分 ◆割負担額を表示◆	外泊時負担金 居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定(初日・最終日を除く)	372円/日
	初期加算 入所した日から起算して30日間を限度として算定	31円/日
	短期集中／認知症短期集中リハビリーション実施加算 入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合(認知症短期集中は専門的医師により認知症と診断されていること、週3回を限度とすることを要件に追加)	247円/日
	療養食加算 医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	7円/食
	経口移行加算 経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	29円/日
	経口維持加算(I) 摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	411円/月
	経口維持加算(II) 上記(I)に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	103円/月
	再入所時栄養連携加算 入院後、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった方に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理の調整をした場合	206円/回
	栄養マネジメント強化加算 医師・看護師・管理栄養士が共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察・調整の実施と厚生労働省へ栄養状態等の情報提出、情報の活用を行った場合	12円/日
	排せつ支援加算(I) 排泄に介護を要する利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	11円/月
	排せつ支援加算(II) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	16円/月
	排せつ支援加算(III) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	21円/月
	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	3円/月
	褥瘡マネジメント加算(II) (I)に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	14円/月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	34円/月
	所定疾患施設療養費(I) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎を発症した際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(1カ月に7日間を限度に算定)	246円/日
	所定疾患施設療養費(II) (I)に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合(1カ月に10日間を限度に算定)	493円/日
	科学的介護推進体制加算(I) 入所者の心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	41円/月
	科学的介護推進体制加算(II) (I)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	62円/月
	自立支援促進加算 医師が行った自立支援に必要な医学的評価をもとに、多職種共同で支援計画の作成、ケアの提供、見直しを行うとともに、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	309円/月
	安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所中1回を限度に算定)	21円/回
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 在宅復帰率・ベッド回転率、居宅サービス実施数、訪問指導割合等、在宅支援の状況が一定の要件を満たしている場合	35円/日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) 高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師または薬剤師が、かかりつけ医との合意のもと、服薬調整と情報提供を行った場合	103円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (I)に加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	247円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(III) (I)(II)に加え、施設医師とかかりつけ医が共同し、多剤投与(6種類以上)の入所者に対し、入所時の処方内容から1種類以上減少した場合	103円/回
	入所前後訪問指導加算 入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行った場合 *入所前後訪問指導加算(I)(463円/回) *入所前後訪問指導加算(II)(493円/回)	
	入退所前連携加算 居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サービス等の調整をおこなった場合(Iは入所予定日前後30日の期間にも連携をとった場合) *入退所前連携加算(I)(617円/回) *入退所前連携加算(II)(411円/回)	
	退所時等支援加算 退所時に該当するものを実施した場合 *退所時情報提供加算(514円/回) *訪問看護指示加算(309円/回)	
※上記の加算には、所定単位数に別途 「介護職員処遇改善加算(3.9%)」「介護職員等特定処遇改善加算(2.1%)」が加算されます。		
自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実費

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿った料金(居住費・室料など)が発生します。

# 入所 利用料金表 【第3段階①】

介護老人保健施設クレオ

2021年8月1日改正

## 【一般棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示）※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり（単位）			30日あたり（単位）		30日あたり 合計額(円)
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	介護職員 処遇改善 加 算	介護職員等 特定処遇 改善加算	
要介護1	714	18	24	885	476	24,691
要介護2	759			937	505	26,160
要介護3	821			1,010	544	28,185
要介護4	874			1,072	577	29,916
要介護5	925			1,131	609	31,581

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外（円）

居室タイプ	1日あたり（円）					30日あたり 合計額(円)
	個室料	居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
A室（31室）	1,500	1,310	650	150	289	116,970
B室（6室）	1,700					122,970
C室（5室）	2,100					134,970
D室（7室）	2,300					140,970
E室（1室）	2,700					152,970

## ■30日あたり一般棟合計金額（円）

	A室	B室	C室	D室	E室
要介護1	141,661	147,661	159,661	165,661	177,661
要介護2	143,130	149,130	161,130	167,130	179,130
要介護3	145,155	151,155	163,155	169,155	181,155
要介護4	146,886	152,886	164,886	170,886	182,886
要介護5	148,551	154,551	166,551	172,551	184,551

## 【認知棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示）

※「1単位=10.27円」として算出

	1日あたり（単位）				30日あたり（単位）		30日あたり 合計額(円)
	施 設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	認知症 ケア加算	介護職員 処遇改善 加 算	介護職員等 特定処遇 改善加算	
要介護1	714	18	24	76	973	524	27,172
要介護2	759				1,026	553	28,642
要介護3	821				1,099	592	30,668
要介護4	874				1,161	625	32,398
要介護5	925				1,220	657	34,063

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外（円）

1日あたり（円）				30日あたり 合計額(円)
居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
1,310	650	150	289	71,970

## ■30日あたり

## 認知棟合計金額（円）

要介護1	99,142
要介護2	100,612
要介護3	102,638
要介護4	104,368
要介護5	106,033

- ◆サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算：夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆介護職員処遇改善加算：利用総単位数の3.9%に相当する単位を加算。
- ◆介護職員等特定処遇改善加算：利用総単位数の2.1%に相当する単位数を加算。
- ◆認知症ケア加算：厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、日常生活に支障を来すおそれのある症状や行動が認められる認知症の入所者に対しサービスを提供している場合に算定。

# その他、主な加算料金 (該当時に加算されます)

加 算 項 目	加 算 要 件	金 額
介護保険該当分 ◆一割負担額を表示◆	外泊時負担金 居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定(初日・最終日を除く)	372円／日
	初期加算 入所した日から起算して30日間を限度として算定	31円／日
	短期集中／認知症短期集中リハビリーション実施加算 入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合(認知症短期集中は専門的医師により認知症と診断されていること、週3回を限度とするこを要件に追加)	247円／日
	療養食加算 医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	7円／食
	経口移行加算 経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	29円／日
	経口維持加算(I) 摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	411円／月
	経口維持加算(II) 上記(I)に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	103円／月
	再入所時栄養連携加算 入院後、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった方に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理の調整をした場合	206円／回
	栄養マネジメント強化加算 医師・看護師・管理栄養士が共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察・調整の実施と厚生労働省へ栄養状態等の情報提出、情報の活用を行った場合	12円／日
	排せつ支援加算(I) 排泄に介護を要する利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	11円／月
	排せつ支援加算(II) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	16円／月
	排せつ支援加算(III) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	21円／月
	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	3円／月
	褥瘡マネジメント加算(II) (I)に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	14円／月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	34円／月
	所定疾患施設療養費(I) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎を発症した際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(1カ月に7日間を限度に算定)	246円／日
	所定疾患施設療養費(II) (I)に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合(1カ月に10日間を限度に算定)	493円／日
	科学的介護推進体制加算(I) 入所者の心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	41円／月
	科学的介護推進体制加算(II) (I)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	62円／月
	自立支援促進加算 医師が行った自立支援に必要な医学的評価をもとに、多職種共同で支援計画の作成、ケアの提供、見直しを行うとともに、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	309円／月
	安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所中1回を限度に算定)	21円／回
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 在宅復帰率・ベッド回転率、居宅サービス実施数、訪問指導割合等、在宅支援の状況が一定の要件を満たしている場合	35円／日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) 高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師または薬剤師が、かかりつけ医との合意のもと、服薬調整と情報提供を行った場合	103円／回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (I)に加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	247円／回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(III) (I)(II)に加え、施設医師とかかりつけ医が共同し、多剤投与(6種類以上)の入所者に対し、入所時の処方内容から1種類以上減少した場合	103円／回
	入所前後訪問指導加算 入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行った場合 *入所前後訪問指導加算(I)(463円／回) *入所前後訪問指導加算(II)(493円／回)	
	入退所前連携加算 居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サービス等の調整をおこなった場合(Iは入所予定日前後30日の期間にも連携をとった場合) *入退所前連携加算(I)(617円／回) *入退所前連携加算(II)(411円／回)	
	退所時等支援加算 退所時に該当するものを実施した場合 *退所時情報提供加算(514円／回) *訪問看護指示加算(309円／回)	
自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実 費

※上記の加算には、所定単位数に別途 「介護職員処遇改善加算(3.9%)」「介護職員等特定処遇改善加算(2.1%)」が加算されます。

自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実 費
----	--	-----

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿った料金(居住費・室料など)が発生します。

# 入所 利用料金表 【第3段階②】

介護老人保健施設クレオ

2021年8月1日改正

## 【一般棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示） ※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり(単位)		30日あたり(単位)		30日あたり 合計額(円)	
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加算	介護職員 処遇改善 加算		
要介護1	714	18	24	885	476	24,691
要介護2	759			937	505	26,160
要介護3	821			1,010	544	28,185
要介護4	874			1,072	577	29,916
要介護5	925			1,131	609	31,581

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外(円)

居室タイプ	1日あたり(円)					30日あたり 合計額(円)
	個室料	居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
A室(31室)	1,500	1,310	1,360	150	289	138,270
B室(6室)	1,700					144,270
C室(5室)	2,100					156,270
D室(7室)	2,300					162,270
E室(1室)	2,700					174,270

## ■30日あたり一般棟合計金額(円)

	A室	B室	C室	D室	E室
要介護1	162,961	168,961	180,961	186,961	198,961
要介護2	164,430	170,430	182,430	188,430	200,430
要介護3	166,455	172,455	184,455	190,455	202,455
要介護4	168,186	174,186	186,186	192,186	204,186
要介護5	169,851	175,851	187,851	193,851	205,851

## 【認知棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示）

※「1単位=10.27円」として算出

	1日あたり(単位)				30日あたり(単位)		30日あたり 合計額(円)
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加算	認知症 ケア加算	介護職員 処遇改善 加算	介護職員等 特定処遇 改善加算	
要介護1	714	18	24	76	973	524	27,172
要介護2	759				1,026	553	28,642
要介護3	821				1,099	592	30,668
要介護4	874				1,161	625	32,398
要介護5	925				1,220	657	34,063

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外(円)

1日あたり(円)				30日あたり 合計額(円)
居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
1,310	1,360	150	289	93,270

## ■30日あたり

### 認知棟合計金額(円)

要介護1	120,442
要介護2	121,912
要介護3	123,938
要介護4	125,668
要介護5	127,333

- ◆サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算：夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆介護職員処遇改善加算：利用総単位数の3.9%に相当する単位を加算。
- ◆介護職員等特定処遇改善加算：利用総単位数の2.1%に相当する単位数を加算。
- ◆認知症ケア加算：厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、日常生活に支障を来すおそれのある症状や行動が認められる認知症の入所者に対しサービスを提供している場合に算定。

# その他、主な加算料金 (該当時に加算されます)

加 算 項 目	加 算 要 件	金 額
介護保険該当分 ◆一割負担額を表示◆	外泊時負担金 居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定(初日・最終日を除く)	372円/日
	初期加算 入所した日から起算して30日間を限度として算定	31円/日
	短期集中／認知症短期集中リハビリーション実施加算 入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合(認知症短期集中は専門的医師により認知症と診断されていること、週3回を限度とすることを要件に追加)	247円/日
	療養食加算 医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	7円/食
	経口移行加算 経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	29円/日
	経口維持加算(I) 摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	411円/月
	経口維持加算(II) 上記(I)に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	103円/月
	再入所時栄養連携加算 入院後、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となつた方に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理の調整をした場合	206円/回
	栄養マネジメント強化加算 医師・看護師・管理栄養士が共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察・調整の実施と厚生労働省へ栄養状態等の情報提出、情報の活用を行つた場合	12円/日
	排せつ支援加算(I) 排泄に介護をする利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	11円/月
	排せつ支援加算(II) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	16円/月
	排せつ支援加算(III) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	21円/月
	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	3円/月
	褥瘡マネジメント加算(II) (I)に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	14円/月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	34円/月
	所定疾患施設療養費(I) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎を発症した際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(1カ月に7日間を限度に算定)	246円/日
	所定疾患施設療養費(II) (I)に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合(1カ月に10日間を限度に算定)	493円/日
	科学的介護推進体制加算(I) 入所者の心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	41円/月
	科学的介護推進体制加算(II) (I)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	62円/月
	自立支援促進加算 医師が行った自立支援に必要な医学的評価をもとに、多職種共同で支援計画の作成、ケアの提供、見直しを行うとともに、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	309円/月
	安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所中1回を限度に算定)	21円/回
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 在宅復帰率・ベッド回転率、居宅サービス実施数、訪問指導割合等、在宅支援の状況が一定の要件を満たしている場合	35円/日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) 高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師または薬剤師が、かかりつけ医との合意のもと、服薬調整と情報提供を行つた場合	103円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (I)に加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	247円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(III) (I)(II)に加え、施設医師とかかりつけ医が共同し、多剤投与(6種類以上)の入所者に対し、入所時の処方内容から1種類以上減少した場合	103円/回
	入所前後訪問指導加算 入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行つた場合 *入所前後訪問指導加算(I)(463円/回) *入所前後訪問指導加算(II)(493円/回)	
	入退所前連携加算 居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サービス等の調整をおこなった場合(Iは入所予定期間も連携をとった場合) *入退所前連携加算(I)(617円/回) *入退所前連携加算(II)(411円/回)	
	退所時等支援加算 退所時に該当するものを実施した場合 *退所時情報提供加算(514円/回) *訪問看護指示加算(309円/回)	
自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実 費

※上記の加算には、所定単位数に別途 「介護職員処遇改善加算(3.9%)」「介護職員等特定処遇改善加算(2.1%)」が加算されます。

自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実 費
----	--	-----

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿つた料金(居住費・室料など)が発生します。

# 入所 利用料金表 【2割負担】

介護老人保健施設クレオ

2021年4月1日改正

## 【一般棟】

◆介護保険の負担額（2割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示） ※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり(単位)		30日あたり(単位)		30日あたり 合計額(円)	
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加算	介護職員 処遇改善 加算		
要介護1	714	18	24	885	476	49,381
要介護2	759			937	505	52,320
要介護3	821			1,010	544	56,370
要介護4	874			1,072	577	59,831
要介護5	925			1,131	609	63,161

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外(円)

居室タイプ	1日あたり(円)					30日あたり 合計額(円)
	個室料	居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
A室(31室)	1,500	1,640	1,680	150	289	157,770
B室(6室)	1,700					163,770
C室(5室)	2,100					175,770
D室(7室)	2,300					181,770
E室(1室)	2,700					193,770

## ■30日あたり一般棟合計金額(円)

	A室	B室	C室	D室	E室
要介護1	207,151	213,151	225,151	231,151	243,151
要介護2	210,090	216,090	228,090	234,090	246,090
要介護3	214,140	220,140	232,140	238,140	250,140
要介護4	217,601	223,601	235,601	241,601	253,601
要介護5	220,931	226,931	238,931	244,931	256,931

## 【認知棟】

◆介護保険の負担額（2割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示）

※「1単位=10.27円」として算出

	1日あたり(単位)				30日あたり(単位)		30日あたり 合計額(円)
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加算	認知症 ケア加算	介護職員 処遇改善 加算	介護職員等 特定処遇 改善加算	
要介護1	714	18	24	76	973	524	54,343
要介護2	759				1,026	553	57,284
要介護3	821				1,099	592	61,335
要介護4	874				1,161	625	64,796
要介護5	925				1,220	657	68,125

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外(円)

1日あたり(円)				30日あたり 合計額(円)
居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
1,640	1,680	150	289	112,770

## ■30日あたり

### 認知棟合計金額(円)

要介護1	167,113
要介護2	170,054
要介護3	174,105
要介護4	177,566
要介護5	180,895

- ◆サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算：夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆介護職員処遇改善加算：利用総単位数の3.9%に相当する単位を加算。
- ◆介護職員等特定処遇改善加算：利用総単位数の2.1%に相当する単位数を加算。
- ◆認知症ケア加算：厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、日常生活に支障を来すおそれのある症状や行動が認められる認知症の入所者に対しサービスを提供している場合に算定。

# その他、主な加算料金 (該当時に加算されます)

加 算 項 目	加 算 要 件	金 額
介護保険該当分 ◆2割負担額を表示	外泊時負担金 居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定(初日・最終日を除く)	744円/日
	初期加算 入所した日から起算して30日間を限度として算定	62円/日
	短期集中／認知症短期集中リハビリーション実施加算 入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合(認知症短期集中は専門的医師により認知症と診断されていること、週3回を限度とするこを要件に追加)	493円/日
	療養食加算 医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	13円/食
	経口移行加算 経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	58円/日
	経口維持加算(I) 摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	822円/月
	経口維持加算(II) 上記(I)に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	206円/月
	再入所時栄養連携加算 入院後、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった方に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理の調整をした場合	411円/回
	栄養マネジメント強化加算 医師・看護師・管理栄養士が共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察・調整の実施と厚生労働省へ栄養状態等の情報提出、情報の活用を行った場合	23円/日
	排せつ支援加算(I) 排泄に介護をする利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	21円/月
	排せつ支援加算(II) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	31円/月
	排せつ支援加算(III) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	41円/月
	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	6円/月
	褥瘡マネジメント加算(II) (I)に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	27円/月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	68円/月
	所定疾患施設療養費(I) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎を発症した際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(1カ月に7日間を限度に算定)	491円/日
	所定疾患施設療養費(II) (I)に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合(1カ月に10日間を限度に算定)	986円/日
	科学的介護推進体制加算(I) 入所者の心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	82円/月
	科学的介護推進体制加算(II) (I)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	124円/月
	自立支援促進加算 医師が行った自立支援に必要な医学的評価をもとに、多職種共同で支援計画の作成、ケアの提供、見直しを行うとともに、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	617円/月
	安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所中1回を限度に算定)	41円/回
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 在宅復帰率・ベッド回転率、居宅サービス実施数、訪問指導割合等、在宅支援の状況が一定の要件を満たしている場合	70円/日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) 高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師または薬剤師が、かかりつけ医との合意のもと、服薬調整と情報提供を行った場合	206円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (I)に加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	493円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(III) (I)(II)に加え、施設医師とかかりつけ医が共同し、多剤投与(6種類以上)の入所者に対し、入所時の処方内容から1種類以上減少した場合	206円/回
	入所前後訪問指導加算 入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行った場合 *入所前後訪問指導加算(I)(925円/回) *入所前後訪問指導加算(II)(986円/回)	
	入退所前連携加算 居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サービス等の調整をおこなった場合(Iは入所予定期日前後30日の期間にも連携をとった場合) *入退所前連携加算(I)(1,233円/回) *入退所前連携加算(II)(822円/回)	
	退所時等支援加算 退所時に該当するものを実施した場合 *退所時情報提供加算(1,027円/回) *訪問看護指示加算(617円/回)	
自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実 費

※上記の加算には、所定単位数に別途 「介護職員処遇改善加算(3.9%)」「介護職員等特定処遇改善加算(2.1%)」が加算されます。

自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実 費
----	--	-----

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿った料金(居住費・室料など)が発生します。

# 入所 利用料金表 【3割負担】

介護老人保健施設クレオ

2021年4月1日改正

## 【一般棟】

◆介護保険の負担額（3割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示） ※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり(単位)			30日あたり(単位)		30日あたり 合計額(円)
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加算	介護職員 処遇改善 加算	介護職員等 特定処遇 改善加算	
要介護1	714	18	24	885	476	74,071
要介護2	759			937	505	78,480
要介護3	821			1,010	544	84,555
要介護4	874			1,072	577	89,747
要介護5	925			1,131	609	94,741

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外(円)

居室タイプ	1日あたり(円)					30日あたり 合計額(円)
	個室料	居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
A室(31室)	1,500	1,640	1,680	150	289	157,770
B室(6室)	1,700					163,770
C室(5室)	2,100					175,770
D室(7室)	2,300					181,770
E室(1室)	2,700					193,770

## ■30日あたり一般棟合計金額(円)

	A室	B室	C室	D室	E室
要介護1	231,841	237,841	249,841	255,841	267,841
要介護2	236,250	242,250	254,250	260,250	272,250
要介護3	242,325	248,325	260,325	266,325	278,325
要介護4	247,517	253,517	265,517	271,517	283,517
要介護5	252,511	258,511	270,511	276,511	288,511

## 【認知棟】

◆介護保険の負担額（3割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示） ※「1単位=10.27円」として算出

	1日あたり(単位)				30日あたり(単位)		30日あたり 合計額(円)
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加算	認知症 ケア加算	介護職員 処遇改善 加算	介護職員等 特定処遇 改善加算	
要介護1	714	18	24	76	973	524	81,514
要介護2	759				1,026	553	85,926
要介護3	821				1,099	592	92,002
要介護4	874				1,161	625	97,194
要介護5	925				1,220	657	102,188

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外(円)

1日あたり(円)				30日あたり 合計額(円)
居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
1,640	1,680	150	289	112,770

## ■30日あたり

## 認知棟合計金額(円)

要介護1	194,284
要介護2	198,696
要介護3	204,772
要介護4	209,964
要介護5	214,958

- ◆サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算：夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆介護職員処遇改善加算：利用総単位数の3.9%に相当する単位を加算。
- ◆介護職員等特定処遇改善加算：利用総単位数の2.1%に相当する単位数を加算。
- ◆認知症ケア加算：厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、日常生活に支障を来すおそれのある症状や行動が認められる認知症の入所者に対しサービスを提供している場合に算定。

# その他、主な加算料金 (該当時に加算されます)

加 算 項 目	加 算 要 件	金 額
介護保険該当分 ◆ 3割負担額を表示◆	外泊時負担金 居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定(初日・最終日を除く)	1,116円／日
	初期加算 入所した日から起算して30日間を限度として算定	93円／日
	短期集中／認知症短期集中リハビリテーション実施加算 入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合(認知症短期集中は専門的医師により認知症と診断されていること、週3回を限度とすることを要件に追加)	740円／日
	療養食加算 医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	19円／食
	経口移行加算 経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	87円／日
	経口維持加算(I) 摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	1,233円／月
	経口維持加算(II) 上記(I)に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	309円／月
	再入所時栄養連携加算 入院後、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった方に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理の調整をした場合	617円／回
	栄養マネジメント強化加算 医師・看護師・管理栄養士が共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察・調整の実施と厚生労働省へ栄養状態等の情報提出、情報の活用を行った場合	34円／日
	排せつ支援加算(I) 排泄に介護を要する利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	31円／月
	排せつ支援加算(II) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	47円／月
	排せつ支援加算(III) (I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	62円／月
	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	9円／月
	褥瘡マネジメント加算(II) (I)に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	40円／月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	102円／月
	所定疾患施設療養費(I) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎を発症した際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(1カ月に7日間を限度に算定)	737円／日
	所定疾患施設療養費(II) (I)に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合(1カ月に10日間を限度に算定)	1,479円／日
	科学的介護推進体制加算(I) 入所者の心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	123円／月
	科学的介護推進体制加算(II) (I)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	185円／月
	自立支援促進加算 医師が行った自立支援に必要な医学的評価をもとに、多職種共同で支援計画の作成、ケアの提供、見直しを行うとともに、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合	925円／月
	安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所中1回を限度に算定)	62円／回
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 在宅復帰率・ベッド回転率、居宅サービス実施数、訪問指導割合等、在宅支援の状況が一定の要件を満たしている場合	105円／日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) 高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師または薬剤師が、かかりつけ医との合意のもと、服薬調整と情報提供を行った場合	309円／回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (I)に加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	740円／回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(III) (I)(II)に加え、施設医師とかかりつけ医が共同し、多剤投与(6種類以上)の入所者に対し、入所時の処方内容から1種類以上減少した場合	309円／回
	入所前後訪問指導加算 入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行った場合 *入所前後訪問指導加算(I)(1,387円／回) *入所前後訪問指導加算(II)(1,429円／回)	
	入退所前連携加算 居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サービス等の調整をおこなった場合(Iは入所予定日前後30日の期間にも連携をとった場合) *入退所前連携加算(I)(1,849円／回) *入退所前連携加算(II)(1,233円／回)	
	退所時等支援加算 退所時に該当するものを実施した場合 *退所時情報提供加算(1,541円／回) *訪問看護指示加算(925円／回)	
自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等	実 費

※上記の加算には、所定単位数に別途 「介護職員処遇改善加算(3.9%)」「介護職員等特定処遇改善加算(2.1%)」が加算されます。

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿った料金(居住費・室料など)が発生します。